

第6章 重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路の設定

1. 生活関連施設

(1)生活関連施設とは

生活関連施設とは、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他公共、民間を問わず様々な施設をいいます。

想定される生活関連施設は以下のとおりです。

想定される生活関連施設	
区 分	種 類
官公庁等	都道府県庁、市役所・区役所、役場
	郵便局、銀行、ATM
	警察署（交番を含む）、裁判所
	市民・地区センター、コミュニティーセンター等
	都道府県税事務所、税務署
教育・文化施設等	図書館
	市民会館、市民ホール、文化ホール
	学校（小・中・高等学校）
	公民館
	博物館・美術館・音楽館、資料館
保健・医療・福祉施設	病院・診療所
	総合福祉施設、老人・障害者福祉施設等
商業施設	大規模小売店舗等
	商店街等（地下街を含む）
宿泊施設	ビジネスホテル、シティホテル等
公園・運動施設	公園
	体育館・武道館その他屋内施設
その他の施設	結婚式場、葬祭場等冠婚葬祭に関わる施設
	観光施設
	路外駐車場

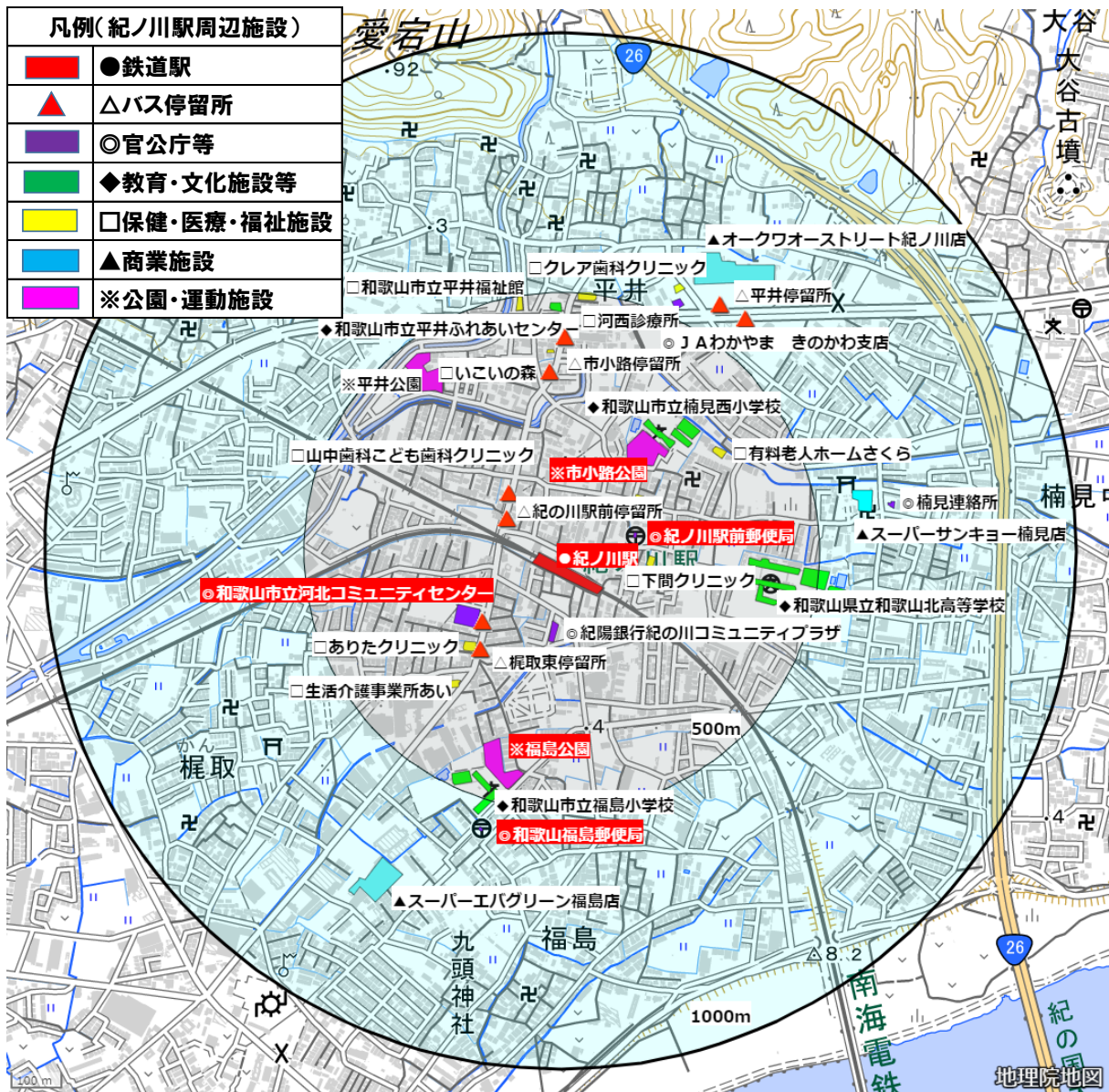
資料：国土交通省「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」

図6-1 想定される生活関連施設

(2)紀ノ川駅周辺の主な施設

重点整備地区の区域を設定するために、紀ノ川駅を中心としたおおむね1kmの徒歩圏を対象として、高齢者、障害者等が日常生活、社会生活において利用すると思われる施設を選定し、紀ノ川駅周辺地区の主な施設の分布を把握しました。

区 分	種 類
鉄道駅	紀ノ川駅
バス停留所	梶取東、紀の川駅前、市小路、平井
官公庁等	楠見連絡所、紀陽銀行紀の川コミュニティプラザ、 紀ノ川駅前郵便局、和歌山福島郵便局、 JAわかやま きのかわ支店 など
教育・文化施設等	和歌山市立楠見西小学校、和歌山市立福島小学校、 和歌山県立和歌山北高等学校、 河北コミュニティセンター、平井ふれあいセンター など
保健・医療・福祉施設	平井福祉館、下間クリニック、いこいの森、 山中歯科こども歯科クリニック、生活介護事業所あい、 ありたクリニック、クリア歯科クリニック、河西診療所、 有料老人ホームさくら など
商業施設	スーパーエバグリーン福島店、スーパーサンキョー楠見店、 オークワオーストリート紀ノ川店 など
公園・運動施設	市小路公園、福島公園、平井公園 など



出典：電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

図6-2 紀ノ川駅周辺の主な施設

(3)生活関連施設設定の考え方

前項の施設のうち高齢者や障害者等だけではなく妊産婦等(妊産婦・乳幼児連れ・ベビーカー利用者)の多様な来訪者が多い施設とします。

(4)生活関連施設の設定

本基本構想においては、以下を生活関連施設と設定します。

区分	生活関連施設	備考
鉄道駅	紀ノ川駅	1日平均乗降人員 2,437人/日(2022年度)
教育・ 文化施設等	河北コミュニティセンター	・延床面積2,000㎡以上 ・多数の人が利用 ・高齢者や障害者等の利用が見込まれる ・避難所・避難場所
公園・ 運動施設	市小路公園 福島公園	・都市公園 ・多数の人が利用 ・高齢者や障害者等の利用が見込まれる ・避難所・避難場所
官公庁等	紀ノ川駅前郵便局 和歌山福島郵便局	・多数の人が利用 ・高齢者や障害者等の利用が見込まれる

2. 生活関連経路

(1)生活関連経路とは

生活関連施設相互間の経路をいいます。本基本構想では、生活関連施設間を結ぶ主要な経路を「生活関連経路」として位置づけます。また、生活関連経路を補完し、地区内の移動の連続性や回遊性を高めるために「準生活関連経路」を設定し、生活関連経路に準じた整備を行うことで、バリアフリー化を進めていきます。

(2)生活関連経路等設定の考え方

ア 生活関連施設相互間を結び、主に徒歩で移動が行われる主要な経路とします。

イ 生活関連施設を訪れる人の多くが利用する経路、歩行者交通量が多い経路とします。

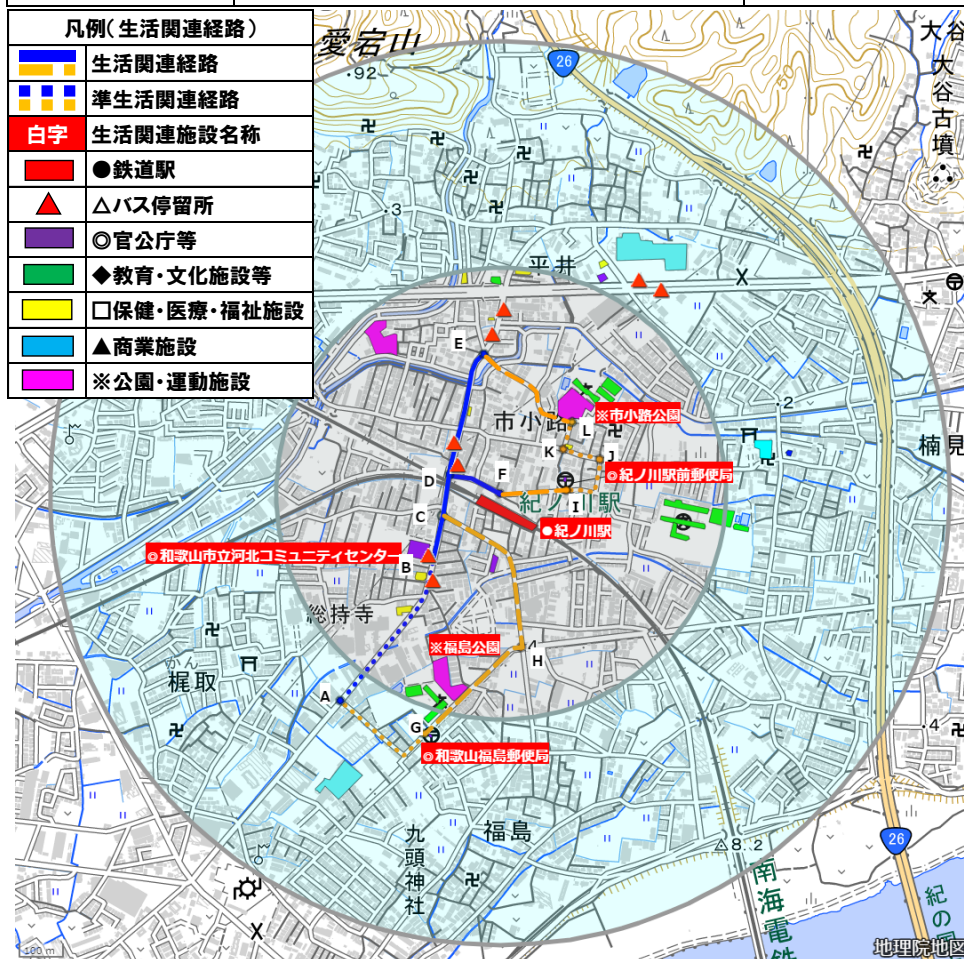
(3)生活関連経路等の設定

ア 生活関連経路

区間	道路名称	道路管理者
B~D~F	県道152号紀ノ川停車場線	和歌山県
F~D~E	県道150号紀ノ川停車場平井線	
G~H	市道野崎145号線	和歌山市
H~C	市道野崎40号線	
F~I	市道楠見30号線	
E~L	市道楠見130号線	

イ 準生活関連経路

区間	道路名称	道路管理者
A~B	県道152号紀ノ川停車場線	和歌山県
A~G	市道野崎145号線	和歌山市
I~J	市道楠見30号線	
J~K	市道楠見31号線	
K~L	里道	



出典:電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

図6-3 生活関連経路

3. 重点整備地区

(1) 重点整備地区とは

バリアフリー法第2条第24項において重点整備地区は以下の要件に該当する地区をいいます。なお、移動等円滑化の促進に関する基本方針において、重点整備地区の境界は、町界、字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確に表示して定めることが必要としています。

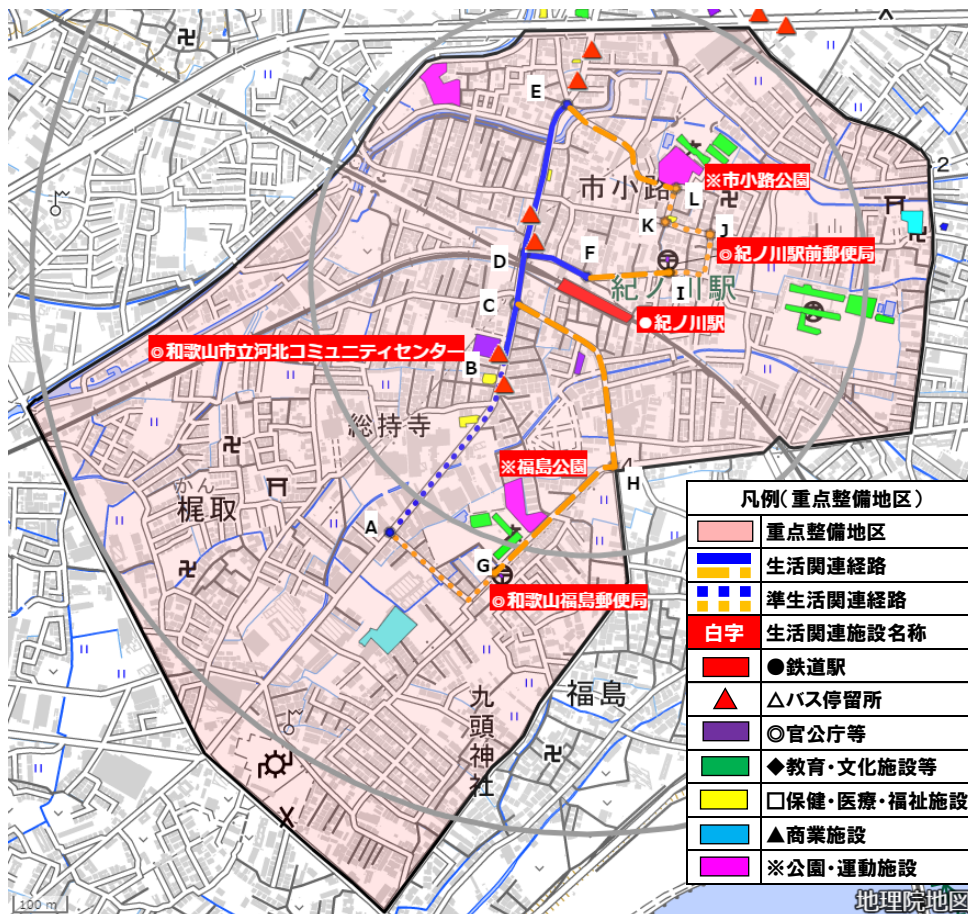
- ア 生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区
- イ 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一部交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区
- ウ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図るうえで有効的かつ適切であると認められる地区

(2) 重点整備地区設定の考え方

- ア 紀ノ川駅を中心に、徒歩で移動可能な範囲とします。
- イ 高齢者、障害者等が日常生活、社会生活において利用すると思われる施設が徒歩圏内に3か所以上立地している範囲とします。
- ウ 現状の課題に対して、バリアフリー化の必要性が高い施設又は経路を含む範囲とします。

(3) 重点整備地区の区域

紀ノ川駅周辺の重点整備地区については、以下のとおり前項の範囲を含む区域を設定します。



出典：電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

図6-4 重点整備地区